

大 監 第 74 号
平成 23 年 3 月 4 日

(北区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 11 月 7 日、北区民センターで開催された平松市長と語ろう北区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(都島区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 12 月 15 日、都島区民センターで開催されたいっしょにやりまひよ！都島区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(福島区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 11 月 27 日、福島区民センターで開催された福島区市長と語ろう地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

大 監 第 77 号
平成 23 年 3 月 4 日

(中央区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 8 月 24 日、中央会館で開催された中央区市長と語ろう地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(西区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 2 月 3 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 23 年 2 月 1 日、西区民センターで開催された西区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(港区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 10 月 9 日、港区民センターで開催されたいっしょにやまひよ！港区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(天王寺区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 11 月 23 日、五条小学校講堂で開催された天王寺区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

大 監 第 81 号
平成 23 年 3 月 4 日

(浪速区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 11 月 22 日、大阪市立木津中学校講堂で開催された平松市長と語ろう浪速区地域懇談会～地域から市政を変える～について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(西淀川区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 9 月 23 日、西淀川区民ホールで開催された西淀川区市長と語ろう地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(淀川区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 2 月 1 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 23 年 1 月 16 日、淀川区民センターで開催された「平松市長と語ろう」淀川地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(東淀川区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について (通知)

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 23 年 1 月 22 日、大阪経済大学 70 周年記念館フレアホールで開催された市長と語ろう地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100% 使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

請求書に記載の住所では、住民登録が確認できず、この点で要件を満たさない可能性があるものの、次のとおり、請求の内容そのものが要件を満たさないことから、本件請求は地方自治法（以下「法」という。）第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

法第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方

公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象とならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(東成区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について (通知)

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 10 月 23 日、大阪市立大成小学校講堂で開催された市長と語ろう地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(生野区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 7 月 4 日、生野区民センターで開催された「いっしょにやりまひよ！」いくの地域懇話会について監査請求する。

この地域懇話会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇話会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇話会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇話会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(旭区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 12 月 21 日、旭区民センター大ホールで開催された平松市長と語ろう旭区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(鶴見区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について (通知)

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 12 月 5 日、鶴見区民センター大ホールで開催された鶴見区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(阿倍野区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 12 月 7 日、阿倍野区民センター大ホールで開催された阿倍野区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(住之江区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 8 月 10 日、住之江区民ホールで開催された住之江区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(東住吉区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について (通知)

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 12 月 19 日、東住吉区民ホールで開催された東住吉区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100% 使われて行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(平野区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 22 年 10 月 19 日、コミュニティプラザ平野で開催された平野区地域懇談会について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市がねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

(西成区分)

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 23 年 1 月 28 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、木下吉信監査委員及び高橋諄司監査委員は、本件請求の内容に鑑み、地方自治法第 199 条の 2 の規定の趣旨を踏まえ、監査の執行には関与していません。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 23 年 1 月 27 日、西成区民センター・ホールで開催された平松市長と語ろう西成区地域懇談会～地域から市政を変える～について監査請求する。

この地域懇談会は、大阪市と大阪市の外郭団体が共同で主催し、多くの市職員が参加しており、市民の税金を 100%使って行われている公の行事である。

しかし、この懇談会において平松市長は、大阪都構想を批判し、「大阪都を絶対つくらせない」「大阪市をつぶすだけの案です」「大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い」「大阪市のねらい」などと政治的発言を繰り返している。

平松市長は自らの政治資金で、政治活動として大阪都構想に反対すべきである。今回の地域懇談会のように、公金を使っての政治的活動は明らかに違法行為にあたる。大阪都構想は市役所の形を変える話で、その判断は有権者による政治判断である。市長は維新の会の主張に賛同している市民の税金も市役所に入っていることを知るべきである。

よって、平松市長に対し、地域懇談会に使われた開催経費、職員の残業代を含めた人

件費、宣伝広告費など開催に関わるすべての公金の返還を求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

これらを本件についてみると、請求人は、本市職員等による財務会計上の行為たる公金の支出を請求の対象にしようとするものとも見受けられるが、支出に対する専決権限をもつ各区長らについての固有の違法不当性を主張するのではなく、非財務会計行為である各地域懇談会における市長の発言の内容を「大阪都構想を批判し、『大阪都を絶対つくらせない』『大阪市をつぶすだけの案です』『大阪府は大阪市以上に財政状況が悪い』『大阪市がねらい』などと政治的発言を繰り返す、などと問題にするのみである。

また、請求人が問題とする市長の発言は、当然のことながら、各区において全く同一であるはずはないのであるから、各区で異なる市長の発言内容を請求人において問題にしようとするのであれば、個別具体的な吟味を要すべきところ、請求人らが提出した監査請求書は、本件請求と同時に、あるいは相次いでなされた他区における各請求と開催日時、場所及び区名等を除けば全く同一の記載内容であって各区の違いを反映したものとはなっておらず、事実証明書についても、地域懇談会の開催を告知する各区広報紙等の写しや、懇談会の模様をインターネット放映するホームページ等の URL が記載された書面を添付するのみであり、一般的に、いわゆる「大阪都構想」に言及している部分を示すものとの推測は働くものの、果たして、地域懇談会中の市長発言のいかなる部分や個別具体的内容を問題にしようとするのかすら明らかではない。

加えて、特に、北区及び都島区においては、請求人が主張するような、いわゆる「大阪都構想」についての発言すらないというのであるから、請求人において、市長の個別具体的な発言内容を吟味して住民監査請求に及んだとは到底認め難い。

ところで、そもそも、住民監査請求制度は、地方公共団体の財務についての違法不当を是正する目的で特に法律によって創設された制度であり、それ以上に、一般的に地方公共団体のあらゆる違法不当な行為の是正を目的とするものではなく、住民監査請求の対象は、法第 242 条第 1 項所定の違法不当な当該行為等であり、それら以外のものを対象とする請求は、住民監査請求の定型に該当しない不適法な請求と言わざるを得ない。

この住民監査請求制度の趣旨に照らせば、地方公共団体の住民が、本来請求の対象と

ならない非財務会計行為の適法性を争うため、ことさら、その行為やそれに基づく事務にかかった人件費等の経費を損害として住民監査請求に及ぶことは、住民監査請求制度の目的、趣旨に反する側面があるとされるところ、もとより本件請求の態様は上記のとおりであるから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。